

第35回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 14番, 15番)

開催期日 平成29年5月30日

第35回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年5月30日(火) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 田村繁則

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤沢祐之

本日の出席委員

2番 桂 一 照	10番 鳥 村 正 行
3番 清 水 哲 雄	11番 木 内 浩 一
4番 蔵 田 信 幸	12番 小 川 信 一
5番 篠 田 勝	13番 淵 野 巖
6番 長谷川 誠	14番 青 山 悟
7番 笹 谷 和 広	15番 中 島 信 之
8番 亀 田 孝	16番 吉 田 寿 栄
9番 藤 田 淳	17番 田 村 繁 則

本日の欠席委員

1番 井 内 弘

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉 川 道 也
〃	事務局 参与	藤 沢 祐 之
〃	事務局 員	名 内 隆
〃	事務局 員	仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 91号	農地法第18条第6項の規定による通知について
5	報告第164号	農地法第5条の規定による許可の農地転用事業計画変更承認申請について
6	議案第165号	農用地利用集積計画(案)について
7	議案第166号	栗山町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
8		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第35回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員16名、欠席委員1名、井内委員より欠席との報告を受けております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会長)

5月に入りまして天候も順調に来ており、田植えをはじめ各作物の作業が進んでいると思います。みなさん大変お忙しい中お集まりいただき大変ご苦勞様です。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、14番青山委員、15番中島委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。5月23日、現地調査を、桂委員、篠田委員、鳥村委員で実施しております。29日、平成29年度第2回一般財団法人栗山町農業振興公

社評議員会が開催され、田村会長が出席しております。以上です。

(議 長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第91号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第91号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇58番地3の内 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 462 m² 1筆でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成28年11月28日 契約期間 平成28年11月28日から平成31年11月30日 解約通知日 平成29年5月22日 通知者 賃貸人 字〇〇58番地4 〇〇〇〇 賃借人 字〇〇77番地 〇〇〇〇 この通知につきましては、契約の一部の面積を現況地目変更することによる合意解約でございます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 議案第164号「農地法第5条の規定による許可の農地転用事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第164号 農地法第5条の規定による許可の農地転用事業計画変更承認申請について 農地法第5条の規定による許可のあった事業について、農地転用事業計画変更承認申請があったので承認について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 事業計画変更申請者 貸主 栗山町字〇〇288番地 〇〇〇〇 借主 〇〇市〇〇〇〇2丁目6番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 許可年月日 平成27年6月25日 許可を受けた土地 字〇〇339番地2の内 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 10,878 m²の1筆でございます。転用目的 耕土改良及び土砂採

取 権利内容 平成27年6月25日から平成29年6月24日までの一時使用貸借権の設定となっております。事業計画の変更内容は事業期間の終期を延長するもので、平成29年6月24日を平成30年5月31日までとする11カ月の延長です。以上です。

(議 長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(16番 篠田)

番号1について報告いたします。

平成29年4月27日 第34回農業委員会後申請書の提出のあった農地法第5条の計画変更承認申請に基づき、平成29年5月23日に桂委員、鳥村委員、吉川事務局長、藤沢参与、名内主査同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

申請地は、栗山町役場継立出張所の南東側約5.4kmに位置する農用地域内にある農地であり、平成27年6月25日付 栗農第5-62号指令で一時転用の許可決定したものです。今回、土砂搬入先の都合により計画期間延長を申請するもので、土地所有者も合意し、周りに被害を与えることもないので延長することに支障はないものと認めます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議 長)

はい。事務局及び現地調査班長より報告がございましたが、何か質問、意見ございましたか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第164号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第164号については原案どおり決定といたします。

日程6 議案第165号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第165号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借5件であります。

整理番号29賃14-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21番地3 〇

〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇4丁目25番地1 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年5月12日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇243番地1 現況地目 田 面積3,582㎡外8筆 計田9筆21,521㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間平成29年5月31日から平成29年11月30日の6カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして年間 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆・南瓜で、家族構成は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃15-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇48番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇〇市〇〇〇6丁目302番地15 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年5月15日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇40番地2 現況地目 田 面積3,709㎡外5筆 計田6筆50,621㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間平成29年5月31日から平成33年11月30日の4年6カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして年間 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃16-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇1537番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇〇〇〇9丁目1番地12 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年5月15日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇1522番地 現況地目 畑 面積657㎡外2筆 田2筆20,698㎡ 計3筆21,355㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間平成29年5月31日から平成38年11月30日の9年6カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして年間 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇宅へ現金を持参するものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男2人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃17-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇324番地5 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇741番 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年5月18日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇62番地1 現況地目 畑 面積14,106㎡外7筆 田6筆13,758㎡ 畑2筆14,290㎡ 計8筆28,048㎡でございます。

設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年5月31日から平成38年1月30日の9年6カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして 年間 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃17-2更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇48番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇741番 〇〇〇 申出年月日 平成29年5月18日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇912番地 現況地目 畑 面積22,179㎡ 外3筆 田3筆35,456㎡ 畑1筆1,847㎡ 計4筆37,303㎡ でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年5月31日から平成38年1月30日の9年6カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして 年間 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

はい。賃貸借5件の説明が終わりましたので審議したいと思います。

整理番号29賃14-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃14-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃14-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃15-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃15-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃15-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃16-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃16-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃16-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃17-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 17-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 賃 17-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 17-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 17-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 賃 17-2 は原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 166 号「栗山町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 166 号 栗山町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について 北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づく、栗山町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、農業委員会の決定を求める。別紙として、栗山町農地移動適正化あっせん基準の新旧対象を添付してございます。本件につきましては、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領及び北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部がそれぞれ改正されたことに伴い、本町の農地移動適正化あっせん基準を改正するものでございます。なお、本総会にてご承認いただいたのちに、北海道知事に対しあっせん基準の認定申請を行い、認定後に新基準が正式に定められる運びとなりますのでよろしくお願いいたします。

第 3 農用地等の権利取得者の要件 第 1 項の(1)「農業生産法人」を「農地所有適格化法人」に名称を改めるものです。同じく、第 3 項(1)「農業生産法人」を「農地所有適格化法人」に名称を改めるものです。こちらは農地法の改正に伴う名称変更でございます。

第 4 あっせんの順位の第 1 項(1)の文中「及び地域の中心となる経営体(農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条第 1 項の規定による地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。)を優先してあっせんする。」を「又は認定就農者(基盤強化法第 14 条第 4 項の規定により認定を受けた者をいう。)を優先してあっせんする。」に改正するものでございます。こちらにつきましては、国及び北海道の実施要領が「認定就農者」に名称変更されたことに伴う変更でございます。

第 6 あっせんの手続きの第 7 項中、「農業委員会の委員の中からあっせん委員 2 人以上」を「農業委員会の委員の中からあっせん委員 1 人以上」に改正するものです。こちらは国及び北海道の実施要領が変更されたことに伴う変更でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。議案第 166 号について、事務局より説明がありましたが、何か質問等ござい

せんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第166号「栗山町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第166号については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は6月29日の木曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては6月22日の木曜日 午前9時30分から 第4班 長谷川委員、木内委員、青山委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時00分終了)